

船舶安全法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 整備規程の認可
- ② 手続根拠 : 船舶安全法第6条の3前段
- ③ 手続対象者 : 物件等の整備を行う者
- ④ 提出時期 : 物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 申請書を事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第31条
- ⑦ 添付書類・部数 : 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第13条第3項1号及び2号に規定されている書類（詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。）
- ⑧ 申請書様式 : 申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 011-290-2771
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 045-211-7225
北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 025-285-9158
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 06-6949-6426
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 087-802-6825
九州運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 092-472-3174
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- ② 受付時間 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則
- ② 標準処理期間 : 90日。物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。